

(議事録)

土屋部会長 おはようございます。ただいまから、第5回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。

 まず委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金指導官 本日は公益代表3名、労働者代表3名、使用者代表委員3名ご出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることをご報告いたします。

土屋部会長 ありがとうございます。

 埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされているところであります。

 現在、傍聴者の方は何名ですか。

賃金指導官 傍聴者は4名です。

土屋部会長 4名ですか。分かりました。

 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

 まず、審議資料について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 本日は、令和5年度業務改善助成金関連の資料を出しております。これは、令和5年度、すなわち令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給決定された340件について分析したものです。

 一つ目の円グラフは、コースごとの件数です。この30円コース、45円コース、60円コース、90円コースとありますが、これは、申請事業場において引き上げた賃金の額に応じた申請のコースごとの件数を表しています。

 次のページの棒グラフは、引上げコースごとの件数を、企業規模別で分けたものです。企業規模で1～4人、5～9、10～19、20～29、30～39、40～49、50～99、100～199に分けております。

 次のページの棒グラフは、業種ごとの件数です。そのコースの色分けは、前のページのものと同じです。

 本日の提出資料は以上です。

土屋部会長 今、説明がありました資料につきまして、何か御質問なり御意見が

ありましたらお願いいたします。

オブザーバー根岸 確認ですが、よろしいですか。

賃金指導官 どうぞ。

オブザーバー根岸 これは昨日報告いただいた196件の内訳といったことでよろしいですか。

賃金室長 これらのグラフは、支給決定したものに対するものです。昨日のグラフにあった196件は、支給決定したところにアンケートをお送りして、回答が返ってきた数字です。

土屋部会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

近藤委員 こちらは支給決定の分析ということなのですが、申請するものの、支給されなかったというケースもある程度あったりするものなんではないでしょうか。

賃金室長 今、手元に正確に答えられる資料がありませんので、担当部署に確認してまいります。

近藤委員 もし可能であればお願いします。

土屋部会長 そういうケースもありますよね。どのぐらいあるかは……。

賃金室長 恐らくあるのではないかと思います。

近藤委員 申請した事業ができなければ支給されないということになりますよね。

賃金室長 はい。

土屋部会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

オブザーバー安藤 御説明ありがとうございます。例えばですけれども、「企業規模別の賃上げコースの内訳」では人数別で出ていますが、これは賃金をどれだけ上げたかという部分と、一方でどういう設備投資というか、改善する、何というんですか、自動何とか機とかってあるんですけれども、その辺との関連性みたいなのが何か分かる情報はありますか。

賃金室長 人数で分けた上でさらに設備投資にどのようなものがあるかということですか。

オブザーバー安藤 あるいは仮にそこまで細かいのがないとすれば、例えばですけれども、全体の母数の340でしたっけ、350ぐらいのうちでどういう設備投資に回しているかみたいなの、あるいは業種別とか何かあればなおいいのですが……。

賃金室長 機械設備関連が32%、システム関連・勤怠管理システム等が11%、PC機器関連が12%、医療機器関連が11%、自動車関連が12%、POSシステム関連が10%、あとはその他です。もうちょっと細かくもありますけれども、あと2つぐらい言うと、冷凍・冷蔵関連が5%、福祉機器関連が1%、その他は諸々です。

オブザーバー安藤 ありがとうございます。不勉強で恐縮ですけれども、医療機器関係というのはどんなものでしょうか。医療業種に関してなんですかね。

賃金室長 医療業種に関するものだと思うのですがけれども、具体的なものまでは、現状、データを持っておりません。

オブザーバー安藤 ありがとうございます。よく分かりました。

土屋部会長 どうぞ。

嶋田委員 2点ありますが、まず「企業規模別の賃上げコースの内訳」のところ、どちらかというに従業員数が小さい企業のほうがお使いになっているところが多いような気がします。この理由が分析として何か考えられることがあるのかということ。「業種分類別の賃上げコースの内訳」では業種別で出ていますが、最低賃金近傍で働いているような方が多い業種があると思いますが、それと、業務改善助成金をお使いになっている業種がほぼ似ているような気がします。その辺、何か御意見があれば、分析的な話になるかもしれませんが、教えていただくとありがたいです。

賃金室長 最賃近傍で働いている人が多いということは、今、具体的なバックデータがありませんけれども、業種的に見ると、おっしゃるとおり、件数の多いところと大体当てはまってくるのかなということはあると思います。小規模な事業場で支給件数が多い理由については、すみません、今、私のほうで答えられる材料がございません。

嶋田委員 そこはちょっと想像の世界になってくるかもしれませんがね。分かりました。ありがとうございます。

土屋部会長 どうぞ。

オブザーバー加藤 資料ありがとうございました。2点ほどお聞きしたいのですが、4ページの規模別の部分ですが、比較的小規模、20人以下のところを支給されているのはよく分かるのですが、規模の小さいほうが賃上げ財源等がなかなか出なくて非常に厳しいので、グラフの左のほうから右肩上がりになっていますが、右肩下がりになるのではないかと考えていたのですが、これはどういう理由なのでしょう。申請が出てこないということでしょうか。その辺は分かりますでしょうか。

賃金室長 左側の3つで右肩上がりになっている理由ですか。

オブザーバー加藤 逆に、右肩下がりになるのではないかと。規模がどんどん大きくなるに従ってというふうなことであれば。

賃金室長 現時点で、そこまでお答えできる分析結果はありません、申し訳ありません。

オブザーバー加藤 いえいえ。疑問点は先ほどの点とも絡むのですが、業種別のグラフで、棒が高いところはかなり限られていますけれども、これは特定のところで何かやっているとか、何かなじみがあるとか、ここが出にくいとか、何か理由はあるのでしょうか。

賃金室長 根拠があって今お話しできるところではないのですが、設備投資として、機器とかそういったものを入れやすいというか、例えば製造業などでいくと、物の製造をするのに効率化というのは分かりやすく出てくる、新しい機械を入れれば改善の効果が見えやすいというところがあるのかも知れません。それと小売業、これも中では4番目、5番目に多いところですが、さきほど導入機械の中でお話ししましたが、POSシステムですか、こういったもので商品管理の業務を効率化したということが見えやすいところがあるのかも知れません。

オブザーバー加藤 特定のチャンネルに、よく告知してとかということではなくて？

賃金室長 特定の業種に集中的に周知しているということではありません。

オブザーバー加藤 はい、分かりました。

土屋部会長 どうぞ。

廣澤委員 データを出していただきありがとうございました。まだ見たばかりなので、これから少し時間をかけてどういう形で進めるか検討したほうが良いと思います。例えば、グラフの棒が高い業種をもっと攻めたほうが良いとか、若しくは周知を徹底したほうが良いとか、それともグラフの棒が低い業種の方がもっとニーズがあるのに、情報が届いていないのではないかなど。更には、労側から情報をいただきながら検討していく必要があるのではないかと思う点が1点目です。

2点目は、以前の資料になりますが、第1回本審資料12の令和5年の埼玉県最低賃金改定に当たって使用者代表委員から出された要望についての2ページに、業務改善助成金の記載があります。その左側、問1の円グラフに申請する前に業務改善助成金制度のことを知っていたか、知らなかったかの問いに対する回答が出ていますが、過半数を超える56%の方が知らないと回答している。これをみると、周知にまだまだ課題があるのではないかと思います。現状は、労働局、基準監督署、ハローワーク、働き方改革推進支援センター等の相談窓口で周知していると書いてありますが、問2の業務改善助成金を知ったきっかけの回答欄を見ると、働き方改革推進センターは出てきますがその他は出ていないので、周知のチャンネルとしては機能していないように思える。周知の別のチャンネルを考えていく必要があるのではないかと思います。

賃金室長 ありがとうございます。

土屋部会長 今回の御意見や分析を踏まえて実効性のある施策について、使用者側としては答申文に意見書をつけるという。

廣澤委員 未だ完璧な内容になっていませんがデータに基づいて周知するなどの意見を考えています。

土屋部会長 それについては労働側の委員にも御協力を一定お願いしたいと思います。

廣澤委員 最賃近傍で働く人が多い業種とか、本当は件数が多いのではと思う業種などの情報をお願いします。

土屋部会長 じゃ、資料についてはほかにどなたか、御意見なり、御質問があり

ましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の1は埼玉県最低賃金の改正決定についてです。昨日まで4回にわたって審議を重ねてきましたが、改正額について労使の意見が一致するには今のところ至っていません。

そこで、本日は予告もしておりましたけれども、公益の委員及びオブザーバーから、まずは意見を述べさせていただきたいと思います。まず、オブザーバーの野崎先生と小寺先生から、野崎先生をお願いします。

オブザーバー野崎 最低賃金の決定については、当然、一番重視すべきは物価上昇率だと私は考えております。本件、今年については、それに頻繁に購入する物も加味されてということのようですけれども、物価上昇率ないしは頻繁に購入する物の上昇率を加味しても、現時点での埼玉の1,028円にそれを掛けたとしても50円にはならないので、それだけで言えば、私は50円を下回る額でもおかしくないかなと考えております。

ただ一方、当然、目安は重視、使側もおっしゃっているとおりで、それは尊重すべきなので、50円が妥当ではないかと。それに労側がおっしゃっている、ないしは一般的に言われている賃金格差、特に東京との賃金格差を50円をベースにして加味すべきかということも私なりに考えましたが、賃金格差については、こういう言い方をしますと、総論は私は賛成、ぜひすべき、それこそ全国一律にすべきだと思っています。ただ、各論というか、本件、今年に関しては賃金格差で、たとえ1円であろうと2円であろうと上乗せするのは、先ほど申し上げたように、私は50円の目安も、物価上昇率等を考えると若干高めかなという印象ですので、本件、今年については賃金格差というか、地域間格差を加味しての上乗せは必要ではないと考えております。

よって、私の現時点での意見としましては、今回、目安である50円を増額する、改正するということが妥当なのではないかと考えております。

簡単ですが、以上です。

土屋部会長 ありがとうございます。小寺先生、お願いいたします。

オブザーバー小寺 まず結論といたしましては、目安どおりと考えました。

理由です。格差是正につきましては、共通認識と思量しております。ただ、今回は50円という賃上げ額であることと、あと、中央のほうで倒産件数などの推移も出ておりましたけれども、足元の推移では事業主の倒産件数が昨年度比120%にもなる。これは埼玉でも同様と

実感しております。このような実情で企業の支払い能力にも着目せざるを得ず、さらなる上積みは適切ではないものと思料いたしました。
以上です。

土屋部会長

ありがとうございます。

続きまして、部会の委員である鈴木先生からお願いできればと思います。

鈴木委員

私は目安のほうで示された引上げ率、5.0%を尊重する立場であります。皆さん御存じのとおり、最低賃金は賃金の低廉な労働者の最低賃金額を保障するものです。さらに3要素として労働者の生計費、賃金、使用者側の支払い能力と、この3点を加味して、労公使、三方で審議していくものであります。

まず、労働者の生計費に関してですけれども、これまで使われてきた帰属家賃を除く総合の値に加えて、目安のほうでは頻繁に購入する品目という新たな指標が提示されました。さいたま市や埼玉県でそれに該当するものはありませんが、帰属家賃を除く総合の値よりも、やはり日頃頻繁に購入している物価が上がっていることは確認できました。さらに昨日、そのデータを示していただいた元データを頂きまして、特に食品の品目で物価が、頻繁に購入されている品目が多くて、物価がどのように変わっているかというのを確認させていただいた。食品に限定すると6.1%という値でしたので、やはり帰属家賃を含む総合の物価よりも、日常生活で購入する財・サービスの物価は高いという状況であると思われまます。なので、やはりこの点は考慮しなくてはいけない重要な要素であります。

さらに賃金では、長らく実質賃金の引上げがなされてこなかったということもありますので、物価に加えて実質賃金の引上げにつながる改定も必要だと考えております。

最後に、使側の支払い能力に関して、審議の中でも価格転嫁の困難さと業務改善助成金の検証、年収の壁については論点として提起されていたものです。このうち価格転嫁については、埼玉県が毎年行っている四半期経営動向調査というものがございます。お手元のファイルですと、初回の第1回専門部会の配付資料で、PDFの左から3番目の資料7です。この調査の特別調査というのがありまして——ページ数を控えていなかったもので——この特別調査の中で、最低賃金引上げによる人件費上昇の対応策とか、価格転嫁の実態について調査しているものがあります。

賃金室長

資料の108ページからです。

108ページですかね。そこの概要をモニターに示していただきましたが、最低賃金引上げによる人件費上昇の対応で一番大きいものは生産性の向上、それと似たような比率で経費の削減と価格転嫁が挙げられていますので、やはり使側にとって最賃の引上げイコール人件費の上昇となり、この価格転嫁の要素というのは重要なポイントだと認識しています。

実際、6割以上できているという企業が47.4%、他方で全くできていないが15.5%でした。その理由を見ていくと、自社だけの価格交渉は不安であるという値が高く、続いて、最終消費者に受け入れてもらえるかどうかの不安もあり、結果的に価格転嫁ができないという、疑心暗鬼の部分もあるのかなという事実も確認されました。特に非製造業で、最終消費者の受入れという要素が大きいことも確認できました。行政から支援に加えて、最終消費者への周知が必要であるということがわかります。なので、価格転嫁が重要だというのはよくよく分かるんですけども、消費者の理解がないとなかなか価格転嫁も難しい状況にあるのではないかとというのが推測されるわけです。

加えて、業務改善助成金の検証などは不十分ながらも事務局のほうで丁寧に資料を出していただいていますので、今後、この部分はさらに制度の実効性を高めるような審議が我々もできるのではないかと考えております。

年収の壁については、低廉な労働者の賃上げをすることで暮らしの好転につながりますので、最低賃金の引上げ、さらに1円でも多い引上げは必要だと考えますが、年収の壁によって職場の中で分断が生じている可能性も示唆されまして、それは十分に配慮する必要があると考えています。

こういった要素を総合的に見まして、中賃ではAランクの平均引上げ率を4.6%と示していました。少なくともこの引上げ率は死守したいところです。今回、プラス50円となるならば、4.86%ですので、基準の5%には届きませんが、少なくともAランクの平均引上げ率の目安よりは高い水準ですので、少しは実質賃金の引上げにもつながるであろうと考えます。

したがいまして、今回はプラス50円での結審を希望することになります。

地域間格差について労側から宿題がありましたので、最後に一言だけ述べさせていただきます。中賃ではランク間格差の是正については踏み込んで示されていましたが、ランク内の格差是正については、各地方の審議会に委ねられているような状況です。もちろん最低賃金の引上げは重要なことではありますけれども、現在の埼玉県の状況を加味しますと、目安以上に引き上げるというのはなかなか難しい状況にあると判断しますので、今回は目安どおり50円ということで希望い

たしますということになります。

まとまりませんでした。以上になります。

土屋部会長

ありがとうございました。

最後に、部会長代理の福田委員からお願いしたいと思います。

福田部会長代理

手短に申し上げたいと思います。私がこの仕事をさせていただいているときの基本的な考え方は、何回か申し上げたかもしれませんが、労使協調といえますか、いわゆるコーポラティズムです。それで、皆さん働いていらっしゃる個々の会社や、埼玉の経済全体が少しでも前に行かないかなという立場で考えさせていただいておまして、今回の場合ですと、目安の50円を白丸で合意できないかということが私にとっては最大の優先順位になったわけです。

当初、使側からは40円という厳しいお声もあったのですが、幸い、「きつい上げ幅だけれども何とか」という感触をくださいましたので、それに感謝しながら、最低の優先度は果たせたなということで安堵した上で、もし埼玉独自の要素でそれにプラスアルファできるものがある、労使が合意できるものがあるならば何か盛り込めないだろうかということで、労側からおっしゃっていた格差是正というのを私なりに出してみたんですけれども、そこは使側からの御納得が得られなかったということで、基本的には目安どおりの50円で、労使が白丸で一応納得して、「これからこれでやっていきましょう」と言ってくださったということで、最低限のところは守れたかなというのが私の感じですが。

土屋部会長

ありがとうございました。

今、公益のオブザーバー及び委員からお考えをお話しいただきましたけれども、労使それぞれの委員の皆様から何か、それに対して御質問なり御意見なりがありましたらお願いいたします。どうぞ。

迫委員

どうもありがとうございました。今、お話を聞いていまして、昨日からも使側から格差是正を少しお話ししていただきましたが、今の認識でいくと、格差是正分は必要性があるとは考えるが、今の状況でいくと厳しいという認識で受け止めて大丈夫ですか。

土屋部会長

そのように認識を……。

迫委員

分かりました。

土屋部会長

あと、確認なり御質問なりがありましたら。あるいは御意見がありましたらお願いします。

金額的には使用者側の50円と公益側の50円が一致しております。使用者側としては、あとは先ほどあった件ですよね、この分析の結果を踏まえた実効性のある意見書を作成するという事。労働者側の御主張は、目安の50円プラスアルファということで、東京都との格差是正ということで、公益と使用者の金額50円とは差がある状況ですね。そういうところをこの後詰めていきたいと思っているところではあるのですが……。

どうでしょうか、この場で何か。

迫委員 今、見解なんかも聞きながら一旦労側のほうで検討する時間を少しいただきたいと思っておりますので、どうでしょうか。

土屋部会長 それでは一旦休憩としましょうか。

(休 憩)

土屋部会長 それでは、議事を再開いたします。休憩時間中に労働者側委員の皆様でお話いただいたことがあるかと思っておりますので、まずはその内容についてお話しいただけますか。

迫委員 時間をいただきまして、どうもありがとうございます。労働者側としましては、今日いただいた公益側の見解も踏まえて、採決までに十分議論を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

土屋部会長 分かりました。
ということで、金額審議についてはこれまでということでいいでしょうか。労働側は今お話にあったように、次回採決を予定していますが、採決までにお考えいただくということで、使用者側としては分析結果を踏まえた意見書、これはまだ御用意されていないですよね。

廣澤委員 用意できてません。

土屋部会長 ですから、それも次回の審議のときまでに使用者側と事務局を中心に作成いただくということになります。また、労働側委員の皆さんにも、必要があれば御意見、アドバイスをいただくということで、次回の審議のときまでに使用者側のほうで御用意いただければと思います。

廣澤委員 意見書は、使側からということでよろしいですか。以前には審議会

からとしたことがありましたが、取りあえず使側という形でよろしいですか。

土屋部会長 使側ということではよろしいかなと。

廣澤委員 今後進める中で労側の御意見をいただくような形でよろしいでしょうか。

迫委員 はい、大丈夫です。

土屋部会長 それでは、審議については次回に持ち越して、今の検討も行いたいと思います。

議題の1については以上でよろしいですか。

それでは、議題の2つ目に移りたいと思います。2つ目はその他ですが、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

事務局からは何かありますか。

賃金室長 特にございません。

土屋部会長 それでは、議事はこれで全て終了となりました。次回ですが、第6回埼玉県最低賃金専門部会は8月5日月曜日、9時30分から開催いたします。

これで本日の部会は閉会といたします。どうもありがとうございました。引き続き本審があります。

— 了 —